

ごみを持ち込むときの

注 意 事 項

本市清掃工場へのごみの持ち込み（自己搬入）にあたり、以下の注意事項を必ずお守りください。

1 搬入できるごみは、前橋市内の家庭から排出される一般廃棄物と、事業活動（※）に伴い排出される事業系一般廃棄物に限ります。

※ 事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所など営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、社会福祉施設、NPO、官公署庁などの公共サービスを行っている事業も含まれます。

2 事業活動に伴い排出されるごみのうち「産業廃棄物」は搬入できません。また、事業系のごみを「家庭ごみ」として搬入してはいけません。

3 「一般廃棄物収集運搬業の許可」なくごみを集めて、清掃工場に搬入することはできません。

4 産業廃棄物の混入防止や資源物の再生利用の働きかけ等を目的に、搬入されたごみの展開検査を実施しています。

検査結果によっては、職員が次の対応をしますのでご協力いただきます。

- (1) 排出経緯の聞き取りや排出場所の現地確認をすること。
- (2) 運転免許証等の提示を求め、搬入者の住所及び氏名を確認すること。

5 この外、次の場合は搬入できません。ごみをお持ち帰りいただき、工場からの指摘事項について改めていただく必要があります。

- (1) 分別されていないごみが多量にあるとき
- (2) 不適正なごみがあるとき
- (3) 予めご連絡いただいた内容（材質や量）と実際の内容とが異なるとき 等

6 市で定めた「ごみの分け方」により正しく分別してください。搬入されたごみの確認や荷降ろし作業が早くなり、工場内での「待ち時間」が短縮されます。

前橋市清掃施設課